

議第1号

須坂都市計画道路の変更について

令和5年(2023年)9月15日提出  
長野県都市計画審議会長

---

5都第306号  
令和5年(2023年)9月1日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

須坂都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

須坂都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路中 3・5・3 号駅前線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・3	駅前線	須坂市 大字須坂 字宗石	須坂市 大字日滝 字宮原	太子町	約3,120m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差3箇所	
	なお、起点付近に約3,030 m <sup>2</sup> の駅前交通広場を設ける										
	3・4・4	山田線	須坂市 大字村山 字柳島	須坂市 大字須坂 字中町	東横町	約4,270m	地表式	2車線	17m	上信越自動車道との立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域において須坂市伝統的建造物群保存地区を決定することに伴い、2 路線について一部区間の変更及び終点位置の変更をするものである。

併せて、1 路線について都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

新旧対照表

( 旧 )

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延 長	構 造 形 式	車線 の 数	幅員	
幹線街路	3・5・3	駅前線	須坂市 大字須坂 字宗石	須坂市 大字日滝 字宮原	太子町	約2,490m	地表式		12m	幹線街路と平面交差4箇所	
幹線街路	3・4・4	山田線	須坂市 大字村山 字柳島	須坂市 大字日滝 字宮原	東横町	約6,810m	地表式	2車線	17m	上信越自動車道との立体交 差1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	

( 新 )

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延 長	構 造 形 式	車線 の 数	幅員	
幹線街路	3・5・3	駅前線	須坂市 大字須坂 字宗石	須坂市 大字日滝 字宮原	太子町	約3,120m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差3箇所	・変更区間L=約630m
幹線街路	3・4・4	山田線	須坂市 大字村山 字柳島	須坂市 大字須坂 字中町	東横町	約4,270m	地表式	2車線	17m	上信越自動車道との立体交 差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	・廃止区間L=約2,540m

## 変更理由書

須坂都市計画道路は、昭和 15 年に当初の路線が決定され、その後、隣村との相次ぐ合併により行政区域が増大し、地域間を結ぶ交通網整備、人口増加による交通需要の増加に対応するために、昭和 36 年に全面改正を行い、13 路線が決定された。以降、新たな都市計画道路の決定や変更が行われ、現在 19 路線が計画決定されている。

須坂都市計画道路の総延長は合計 48,140m、その内、整備済延長が 23,694m であり、令和 4 年度末時点での整備率は約 49%にとどまっている。

須坂都市計画道路の多くが戦後から高度成長期の人口増加や市街地の拡大が続くことを想定し計画決定がされてきたが、少子・高齢化に伴う人口減少や景気低迷、財政状況の悪化、コンパクトシティへの転換等、都市計画決定当時と比べ、社会経済情勢が大きく変化している中、必要性に変化が生じている区間がある。

この様な状況を踏まえ、須坂市においては平成 17 年度から須坂市都市計画道路の見直しに取り組み、対象地域との合意形成や関係機関協議を進めてきた。また、第六次須坂市総合計画（基本構想・前期基本計画）（令和 3 年 3 月策定）において、減少が進む歴史的建造物の保存・町並の保全を図るため、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組を市民とともに進めるとともに、重要伝統的建造物群保存地区内に存在する都市計画道路のあり方についても検討を進めてきた。このことから、以下のとおり都市計画道路の変更を行うものである。

### 3・5・3号 駅前線

須坂都市計画道路 3・5・3号駅前線は、隣村との相次ぐ合併により行政区域が増大し、市の都市機能の増進を図る観点から、昭和 36 年の須坂都市計画道路の全面改正に伴い決定され、起点を大字須坂字宗石、終点を大字日滝字宮原とし、市の中心市街地から旧日滝村地域を結ぶ延長約 2,490mの道路である。

このたび、並行する 3・4・4号山田線において、伝統的建造物群保存地区を決定することから、上中町交差点から終点の高山村との行政界までの区間を廃止する。

このことから 3・4・4号山田線が担っていた、上中町交差点から高山村との行政界までの区間の機能を駅前線へ振替えるものであり、終点大字日滝字宮原から高山村との行政界までの延長約 630mの区間を追加し、終点位置の変更を行う。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

### 3・4・4号 山田線

須坂都市計画道路3・4・4号山田線は、隣村との相次ぐ合併により行政区域が増大し、市の都市機能の増進を図る観点から、昭和36年の須坂都市計画道路の全面改正に伴い決定され、起点を大字村山字柳島の長野市との行政界、終点を大字日滝字宮原の高山村との行政界とする延長約6,810mの道路である。また、過半が国道406号と重用しており、市街地の中心を東西に横断し、隣接する長野市及び高山村を結ぶとともに、都市の骨格を形成する主要幹線道路として都市計画決定された路線である。

このたび、須坂市中心市街地において、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保全するために、須坂市伝統的建造物群保存地区を決定する。

このことから、当該路線と伝建範囲が重複する区間を廃止するとともに、当該路線の上中町交差点から高山村との行政界までの区間が担っている機能を、3・5・3号駅前線へ振替えることにより、延長約2,540mの区間を廃止し、終点位置の変更を行う。

なお、当該路線を廃止した道路網における将来交通量推計の結果では、大きな支障はないと考えられる。

都市計画の策定の経緯の概要

須坂都市計画道路の変更（3・5・3号駅前線ほか1路線）

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和4年9月29日（木） 令和4年9月30日（金）	生涯学習センター（31名） 日滝地域公民館（30名）
変更案の申出 （都市計画法第15条の2第1項）	令和5年4月28日（金）	
公聴会開催の公告	令和5年6月8日（木）	県報、市広報誌、県ホームページ
素案の閲覧	令和5年6月9日（金）から 令和5年6月30日（金）まで	
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和5年7月2日（日）	公述の申出がなかったため中止
市町村意見聴取 （都市計画法第18条第1項）	令和5年7月13日（木）	
計画案の公告 （都市計画法第17条第1項）	令和5年7月18日（火）	県報、市広報、県ホームページ
計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和5年7月19日（水）から 令和5年8月1日（火）まで	意見書提出なし
市町村意見聴取回答 （都市計画法第18条第1項）	令和5年8月8日（火）	
長野県都市計画審議会 （都市計画法第18条第1項）	令和5年9月15日（金）	
都市計画決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和5年10月中旬	以下、予定

## 須坂都市計画道路の変更 (概要)

### (長野県決定)

【起点又は終点の変更、車線数の決定】 ○3・5・3号 駅前線

【起点又は終点の変更】 ○3・4・4号 山田線

### (須坂市決定)

【起点又は終点の変更、車線数の決定】 ○3・5・2号 飯山線

【起点又は終点の変更】 ○3・5・6号 八町線

○須坂都市計画道路 …19路線、延長48.14km ※令和4年度末  
(改良済み延長 約23.69km、整備率49%)

須坂都市計画道路は、経済の成長や人口の増加、交通量の増加、市街地の拡大などの社会・経済状況を背景に計画決定されてきたが、近年、人口減少、経済成長の鈍化等、社会情勢が大きく変化している。

このため、須坂市において、平成17年度から地元との合意形成や、関係機関協議を進め見直しに取り組んできた。また、第六次須坂市総合計画(基本構想・前期基本計画)(令和3年3月策定)において、減少が進む歴史的建造物群の保存・町並の保全を図るため、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組を市民とともに進めるとともに、重要伝統的建造物群保存地区内に存在する都市計画道路のあり方についても検討を進めてきた。

このことを踏まえ、都市計画道路の変更を行うものである。

### ○見直し手法

- ①現状把握(都市特性、交通特性など)
- ②見直し方針の設定と見直し検討路線(区間)の選定
- ③道路機能の評価(交通機能、代替の可能性など)
- ④評価結果の検証(道路網構成、需給バランスなど)
- ⑤都市計画見直し案策定(存続・変更・廃止など)

### ○見直しの経緯

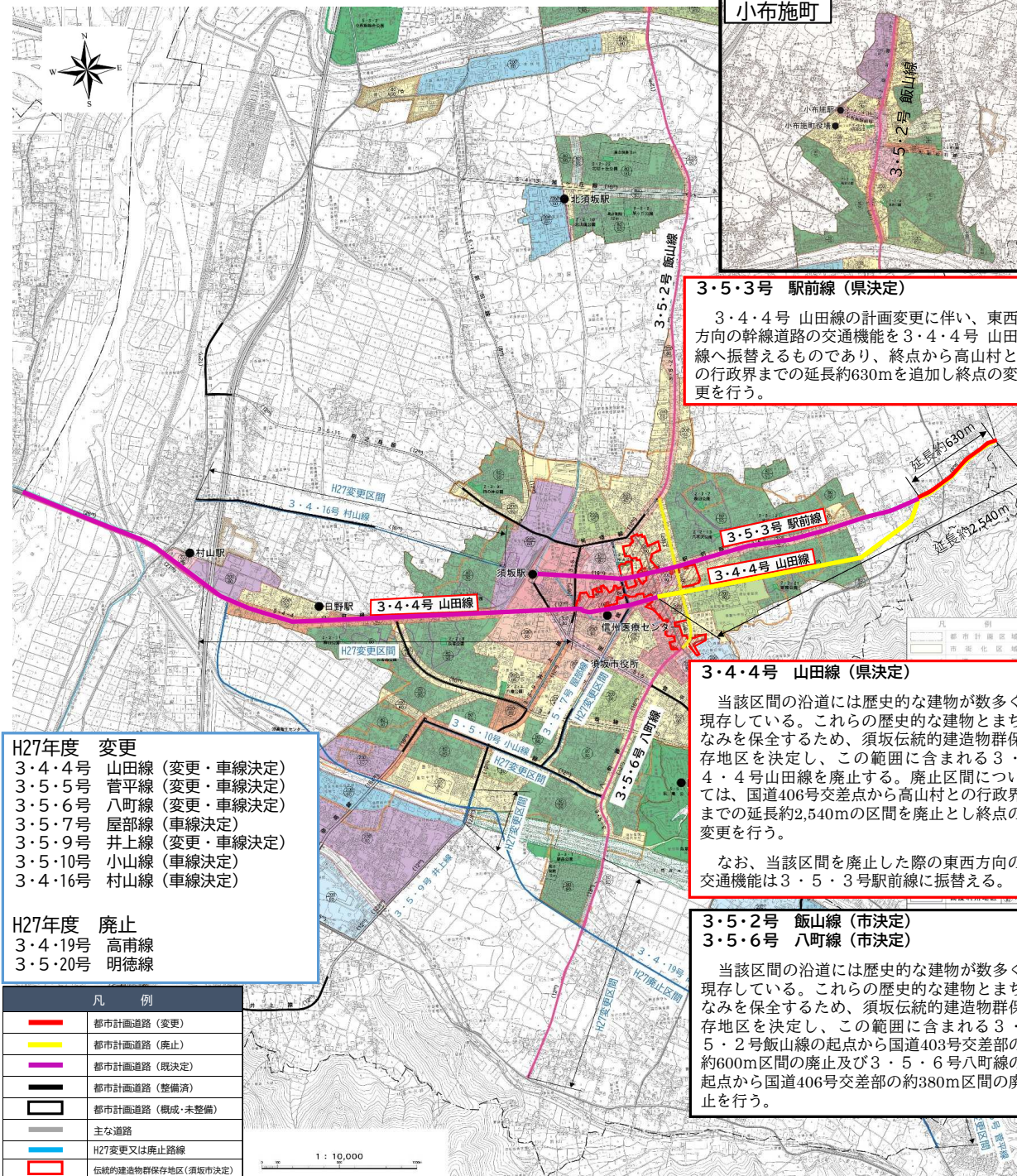
- 平成17年度 須坂市幹線道路整備プログラムの策定
- 平成19年度 須坂市都市計画道路網検討委員会による検討
- 平成22年度 見直し案の公表、パブリックコメントの実施、地域別説明会の開催
- 平成27年度 須坂市都市計画審議会・長野県都市計画審議会の開催
- 令和元～3年度 第2回都市計画道路見直し検討
- 令和4年度 地元説明会(計3回開催)

H27年度 変更	
3・4・4号	山田線(変更・車線決定)
3・5・5号	菅平線(変更・車線決定)
3・5・6号	八町線(変更・車線決定)
3・5・7号	屋部線(車線決定)
3・5・9号	井上線(変更・車線決定)
3・5・10号	小山線(車線決定)
3・4・16号	村山線(車線決定)

H27年度 廃止	
3・4・19号	高甫線
3・5・20号	明德線

凡 例	
	都市計画道路(変更)
	都市計画道路(廃止)
	都市計画道路(既決定)
	都市計画道路(整備済)
	都市計画道路(概成・未整備)
	主な道路
	H27変更又は廃止路線
	伝統的建造物群保存地区(須坂市決定)



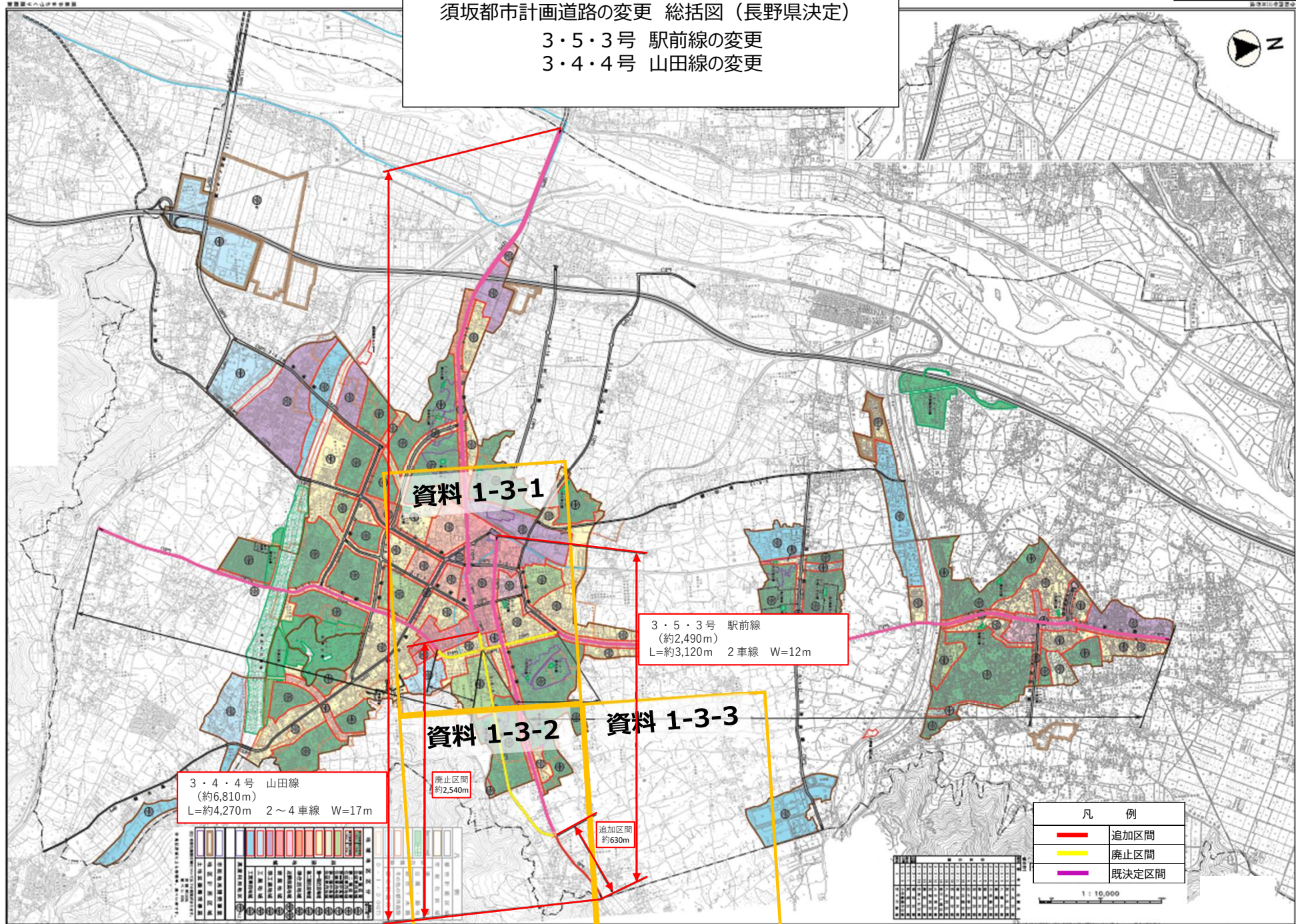
**3・5・3号 駅前線(県決定)**  
3・4・4号 山田線の計画変更に伴い、東西方向の幹線道路の交通機能を3・4・4号 山田線へ振替えるものであり、終点から高山村との行政界までの延長約630mを追加し終点の変更を行う。

**3・4・4号 山田線(県決定)**  
当該区間の沿道には歴史的な建物が数多く現存している。これらの歴史的な建物とまちなみを保全するため、須坂伝統的建造物群保存地区を決定し、この範囲に含まれる3・4・4号山田線を廃止する。廃止区間については、国道406号交差点から高山村との行政界までの延長約2,540mの区間を廃止とし終点の変更を行う。  
なお、当該区間を廃止した際の東西方向の交通機能は3・5・3号駅前線に振替える。

**3・5・2号 飯山線(市決定)**  
**3・5・6号 八町線(市決定)**  
当該区間の沿道には歴史的な建物が数多く現存している。これらの歴史的な建物とまちなみを保全するため、須坂伝統的建造物群保存地区を決定し、この範囲に含まれる3・5・2号飯山線の起点から国道403号交差部の約600m区間の廃止及び3・5・6号八町線の起点から国道406号交差部の約380m区間の廃止を行う。

須坂都市計画道路の変更 総括図 (長野県決定)

3・5・3号 駅前線の変更  
3・4・4号 山田線の変更



資料 1-3-1

3・5・3号 駅前線  
(約2,490m)  
L=約3,120m 2車線 W=12m

資料 1-3-2

資料 1-3-3

3・4・4号 山田線  
(約6,810m)  
L=約4,270m 2~4車線 W=17m

廃止区間  
約2,540m

追加区間  
約630m

凡 例	
<span style="color: red;">—</span>	追加区間
<span style="color: yellow;">—</span>	廃止区間
<span style="color: purple;">—</span>	既決定区間

1 : 10,000



# 須坂都市計画道路の変更 計画図 (長野県決定)

3・5・3号 駅前線

3・4・4号 山田線

資料 1-3-1

須坂都市計画道路

(長野県決定) 計画図 (6/12)

3・5・3号 駅前線

3・4・4号 山田線

縮尺 1 : 2,500

都市計画道路

(須坂市決定) 計画図 (6/12)

3・5・2号 飯山線

3・5・6号 八町線

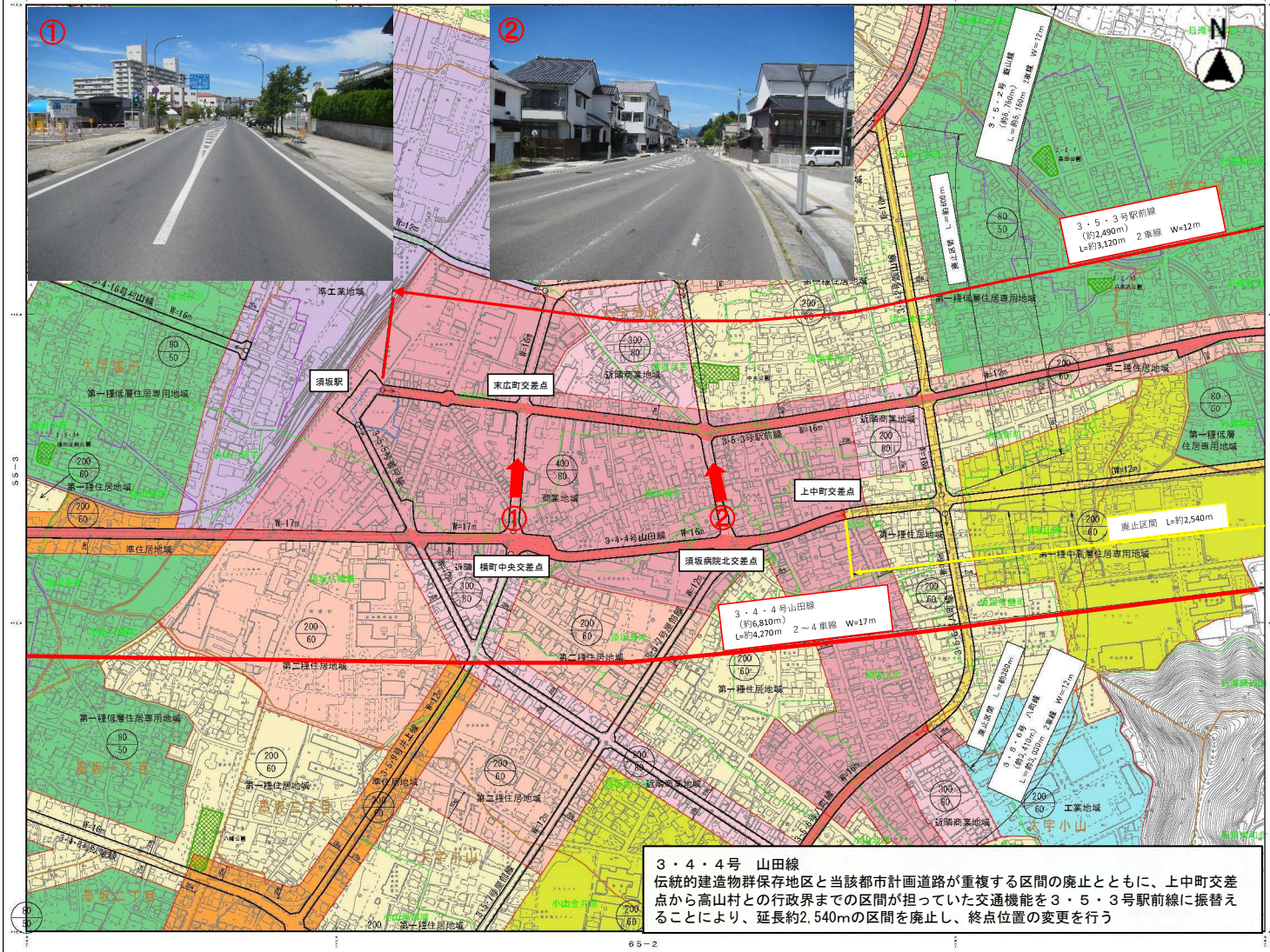
縮尺 1 : 2,500

計画図 (長野県決定・須坂市決定)

1:2,500

Ⅷ - HD 55 - 4

C-6



Ⅷ - HD 55 - 4	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500

1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500

1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500

1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500

1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500

1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500

1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500

1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500

1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500
1:2,500	1:2,500	1:2,500	1:2,500

**凡例**

■ 変更後  
■ 廃止  
■ 既決定  
( )内は変更前

- 凡例**
- 都市計画区域
  - 第一種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種低層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域
  - 都市計画道路
  - 都市計画公園
  - 1号河川(緑地)
  - その他河川(緑地)
  - 市街地再開発事業
  - 地政計画区域
  - 土地区画整理事業

3・4・4号 山田線  
 伝統的建造物群保存地区と当該都市計画道路が重複する区間の廃止とともに、上中町交差点から高山村との行政界までの区間が担っていた交通機能を3・5・3号駅前線に振替えることにより、延長約2,540mの区間を廃止し、終点位置の変更を行う

須坂都市計画道路の変更 計画図 (長野県決定)

3・5・3号 駅前線

3・4・4号 山田線

資料 1-3-2

須坂都市計画道路

(長野県決定) 計画図 (7/12)

3・5・3号 駅前線

3・4・4号 山田線

縮尺 1:2,500

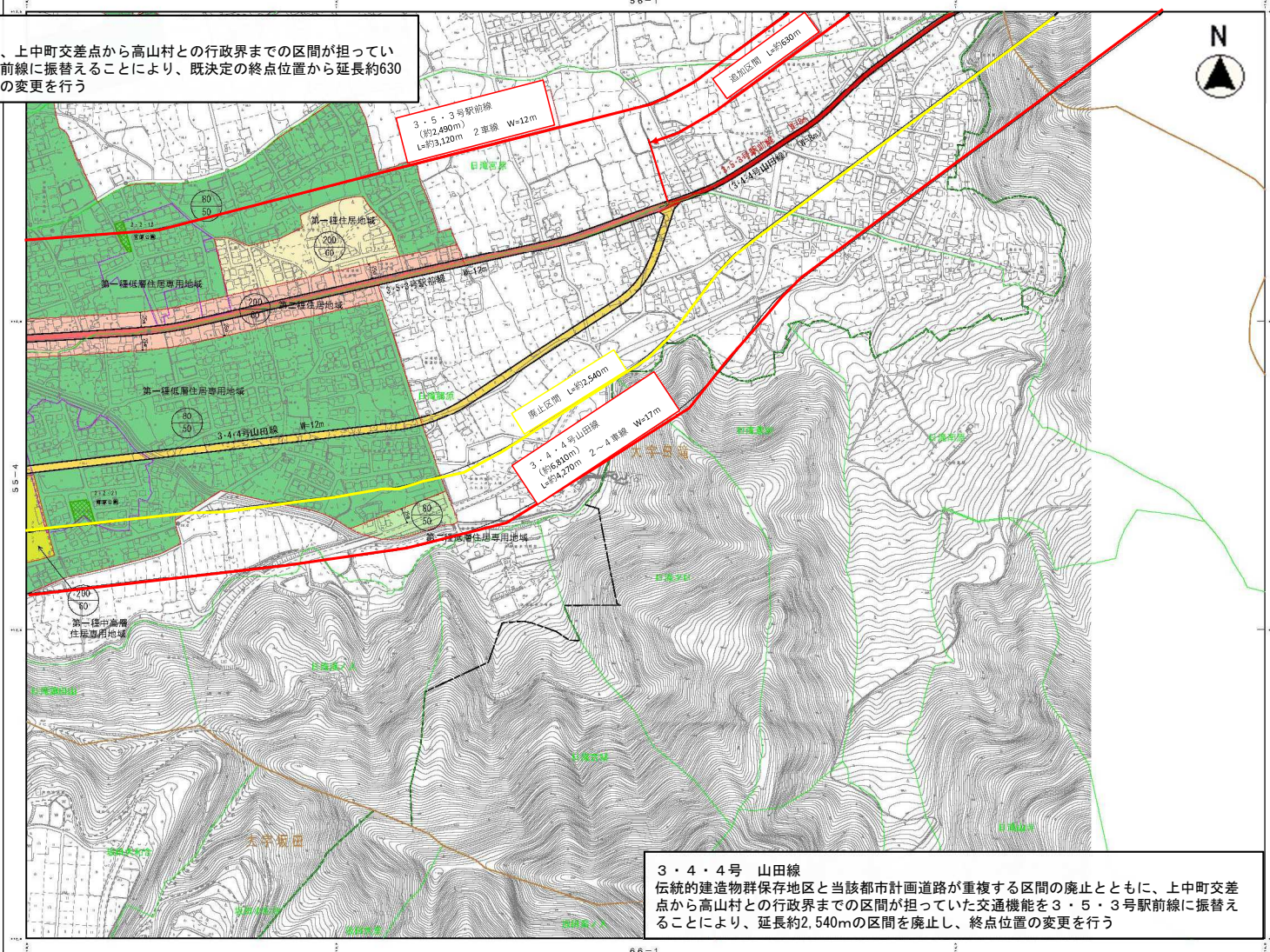
計画図 (長野県決定・須坂市決定)

1:2,500

VII - HD 56 - 3

D-6

3・5・3号 駅前線  
3・4・4号山田線における、上中町交差点から高山村との行政界までの区間が担っていた交通機能を3・5・3号駅前線に振替えることにより、既決定の終点位置から延長約630mの区間を追加し、終点位置の変更を行う



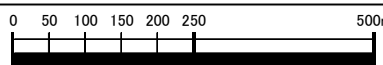
- 凡例
- 変更後
  - 廃止
  - 既決定
  - ( )内は変更前

- 凡例
- 都市計画区域
  - 第一種低層住居専用地域
  - 第一種低層住居専用地域
  - 第二種低層住居専用地域
  - 第二種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域
  - 都市計画道路
  - 都市計画公園
  - 1号河川(緑地)
  - その他の都市施設
  - 市街地利用調整事業
  - 地政計画区域
  - 土地収用管理事業

HD	56	3
HD	56	3
HD	56	3
HD	56	3

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一種低層住居専用地域</li> <li>● 第一種低層住居専用地域</li> <li>● 第二種低層住居専用地域</li> <li>● 第二種低層住居専用地域</li> <li>● 第一種中高層住居専用地域</li> <li>● 第二種中高層住居専用地域</li> <li>● 第一種住居地域</li> <li>● 第二種住居地域</li> <li>● 準住居地域</li> <li>● 近隣商業地域</li> <li>● 商業地域</li> <li>● 準工業地域</li> <li>● 工業地域</li> <li>● 工業専用地域</li> <li>● 都市計画道路</li> <li>● 都市計画公園</li> <li>● 1号河川(緑地)</li> <li>● その他の都市施設</li> <li>● 市街地利用調整事業</li> <li>● 地政計画区域</li> <li>● 土地収用管理事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一種低層住居専用地域</li> <li>○ 第一種低層住居専用地域</li> <li>○ 第二種低層住居専用地域</li> <li>○ 第二種低層住居専用地域</li> <li>○ 第一種中高層住居専用地域</li> <li>○ 第二種中高層住居専用地域</li> <li>○ 第一種住居地域</li> <li>○ 第二種住居地域</li> <li>○ 準住居地域</li> <li>○ 近隣商業地域</li> <li>○ 商業地域</li> <li>○ 準工業地域</li> <li>○ 工業地域</li> <li>○ 工業専用地域</li> <li>○ 都市計画道路</li> <li>○ 都市計画公園</li> <li>○ 1号河川(緑地)</li> <li>○ その他の都市施設</li> <li>○ 市街地利用調整事業</li> <li>○ 地政計画区域</li> <li>○ 土地収用管理事業</li> </ul>
---	---

3・4・4号 山田線  
伝統的建造物群保存地区と当該都市計画道路が重複する区間の廃止とともに、上中町交差点から高山村との行政界までの区間が担っていた交通機能を3・5・3号駅前線に振替えることにより、延長約2,540mの区間を廃止し、終点位置の変更を行う



須坂都市計画道路の変更 計画図 (長野県決定)

3・5・3号 駅前線

3・4・4号 山田線

資料 1-3-3

須坂都市計画道路

(長野県決定) 計画図 (8/12)

3・5・3号 駅前線

3・4・4号 山田線

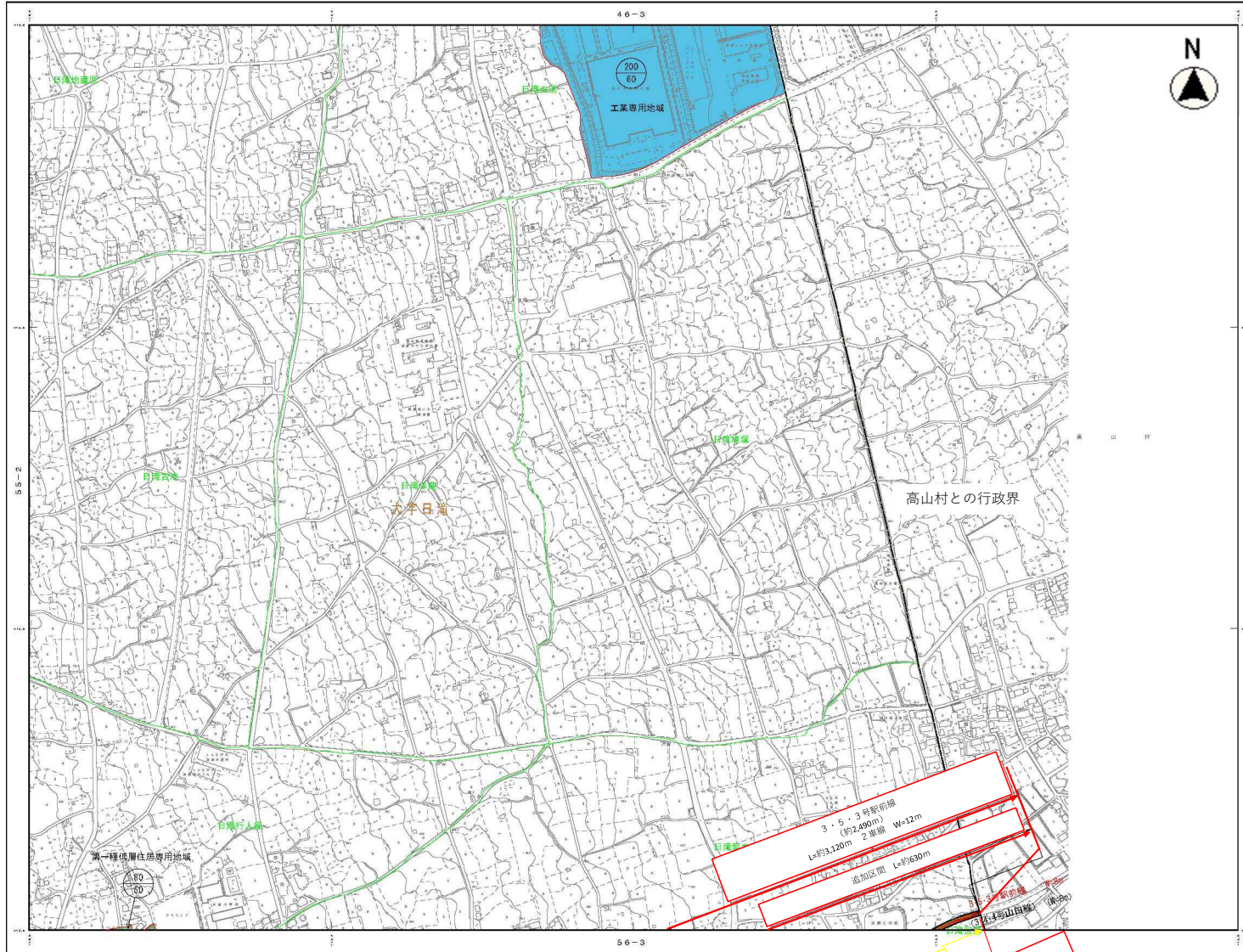
縮尺 1:2,500

計画図 (長野県決定・須坂市決定)

1:2,500

Ⅷ - HD 56 - 1

D-5



1:2,500	1:5,000	1:10,000	1:20,000
1:50,000	1:100,000	1:200,000	1:500,000

1:2,500	1:5,000	1:10,000	1:20,000	1:50,000	1:100,000	1:200,000	1:500,000
---------	---------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------

1:2,500	1:5,000	1:10,000	1:20,000	1:50,000	1:100,000	1:200,000	1:500,000
---------	---------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------

1:2,500	1:5,000	1:10,000	1:20,000	1:50,000	1:100,000	1:200,000	1:500,000
---------	---------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------

1:2,500	1:5,000	1:10,000	1:20,000	1:50,000	1:100,000	1:200,000	1:500,000
---------	---------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------

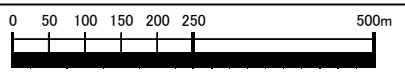
1:2,500	1:5,000	1:10,000	1:20,000	1:50,000	1:100,000	1:200,000	1:500,000
---------	---------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------

Ⅷ - HD 56 - 1

凡例  
 ■ 変更後  
 ■ 廃止  
 ■ 既決定  
 ( ) 内は変更前

凡例

[Symbol]	都市計画区域
[Symbol]	第一種低層住居専用地域
[Symbol]	第一種中高層住居専用地域
[Symbol]	第二種低層住居専用地域
[Symbol]	第二種中高層住居専用地域
[Symbol]	第一種住居地域
[Symbol]	第二種住居地域
[Symbol]	準住居地域
[Symbol]	近隣商業地域
[Symbol]	商業地域
[Symbol]	準工業地域
[Symbol]	工業地域
[Symbol]	工業専用地域
[Symbol]	都市計画道路
[Symbol]	都市計画公園
[Symbol]	1号河川(緑地)
[Symbol]	その他の都市施設
[Symbol]	市街地再開発事業
[Symbol]	地区計画区域
[Symbol]	土地収用管理事業



3・5・3号駅前線  
 (約2,490m) 2車線 W=12m  
 L=約3,120m

追加区間 L=約690m

3・4・4号山田線  
 (約6,890m) 2~4車線 W=17m  
 L=約4,270m